

政令第百八十五号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三一八人
青森県	二、二八六人
岩手県	二、一一六人
宮城県	三、六七〇人
秋田県	一、九三三人

静岡県	長野県	山梨県	新潟県	神奈川県	千葉県	東京都	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県
六、一四二人	三、三六二人	一、六五二人	四、〇九九人	一五、一三三人	九、五七九人	四二、五四三人	一一、二四五人	三、三七五人	三、三五一人	四、七七〇人	三、二五六人	一、九六八人

鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	岐阜県	福井県	石川県	富山県
一、二〇八人	二、一二三人	二、四三七人	一一、六二一人	二〇、八一八人	六、三八七人	二、二二〇人	三、〇〇四人	一三、一四九人	三、四四六人	一、七一七人	一、九六〇人	一、九二二人

大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県
二、〇四三人	三、〇一二人	三、〇〇九人	一、六八六人	一〇、七五七人	一、五八二人	二、四一〇人	一、八二六人	一、五二二人	三、〇六九人	五、〇三六人	三、四二六人	一、五〇一人

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

沖縄県	鹿児島県	宮崎県
二、六三二人	二、九八七人	一、九九二人

理由

警察事務の実情に鑑み、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改める必要があるからである。